

バンコクの小規模スラムを取り巻く空間・社会構造の研究 —バーン・イーカン地区, バーン・バムルー地区を対象として—

The spatial and social structure surrounding small slums in Bangkok
— On the cases of Baan-Yiikan and Baan-Bamru sub districts—

時空間デザインプログラム
11M43164 下平瑠衣 指導教員 土肥真人
Environmental Design Program
Rui Shimodaira, Masato Dohi

ABSTRACT

A population concentration at Bangkok by the rapid economic growth since the change of the strategy for industrialization in 1960 in Thailand caused a lot of slums communities there. Government tried to solve the problem and figured out the way of the community based social development. It achieved a certain result, however small slums are omitted from that. This research aims to figure out what kind of spatial and social structure is surrounding the small slums at the case study's area and considering measures to improve the current situation of the small slums. Three conclusions have been drawn: 1) Factors of the spatial and social structure at the case study's area was figured out. 2) The location of the small slums was shown. 3) Measures to improve the situation of the small slums were considered

第1章 研究の概要

1-1 研究の背景と目的

国連人口基金 (UNFPA) の世界人口白書¹によると、2011年、世界の人口が70億人を超えた。その半数が都市に住んでいる。都市人口の急激な拡大により、途上国や中進国と呼ばれる国では都市にスラム地域が形成されており²、スラムの居住環境の改善が喫緊の課題となっている。タイでも、1960年代の急速な経済成長に伴ってスラム問題が深刻化し、現在は小規模なスラムが多数存在している。そこで、本研究ではバンコク都バーン・イーカン地区、バーン・バムルー地区を対象に、これまでの都市貧困政策、コミュニティ政策から取りこぼされている小規模スラムを取り巻く空間・社会構造を明らかにすることを目的とする。その結果を踏まえ、今後のバンコクの小規模スラムの地域社会開発政策を提案する。なお、本論で用いるスラムの定義を、国際連合人間居住計画 (UN-Habitat) の簡略の定義である「不衛生な標準以下の住宅群による人口密集地域」³とする。

1-2 先行研究と本研究の位置付け

バンコクのスラムに関する研究は、スラムの形成過程やスラム対策事業に関する研究⁴、コミュニティや小規模住民組織を対象とした住環境整備に関する研究⁵、BMP(後述)のパイロット事業の事例を挙げた研究やタイのコミュニティに関する研究⁶、制度面から都市構造の変遷を追った研究⁷やバンコクの特徴的な街路構造や交通網に注目した研究⁸がある。しかし、これらの投下されてきたスラム対策、コミュニティ政策、歴史的な空間・社会構造の文脈に、小規模スラムを位置づけ、対策を求める研究は管見ではない。また、本研究の対象地区は、小規模なスラムが多数存在する地域であり、バンコク全体でも同様のことが顕在化していると考えられることから、本研究の対象とすることにした。

1-3 本研究の方法と構成

主な調査方法は、文献調査、現地観察調査、対象地区の住民

への聞き取り調査、有識者へのアンケートである。2章でバンコクのスラム政策とコミュニティ政策を概観し、3章と4章で対象地区の空間・社会構造を明らかにし、5章ではスラムの居住環境改善策の検討を行う。

第2章 バンコクの都市スラム政策とコミュニティ政策

2-1 都市スラム政策の変遷

国及びバンコク都庁 Bangkok Metropolitan Administration (以下、BMA)は、1960年代には、まずスラムの撤去・移転政策を採り、70年代に入るとオンサイトの居住環境改善事業やサイト・アンド・サービスへと対策が移行し、80年代に入ると土地分有事業と住民の自助と参加が政策の中心に据えられるようになり、スラムにコミュニティ登録制度を設け、住民参加型の社会開発が確立されるようになった。その後、この政策はスラムの枠を超え、バンコク全体での登録コミュニティベースの社会開発方法へと拡大していった【表2-1】。

【表2-1】 都市スラム政策とコミュニティ政策

年代	方針	年	居住環境改善政策
～1960年代		1940	内務省公共福祉局に公共住宅課の設置
		1951	内務省公共福祉局に福祉住宅課の設置
		1953	政府住宅銀行が発足し、住宅融資を開始
1960年代	スラム地区を撤去し、住民を公共住宅に移動させる撤去・移転方	1962	王宮周辺のスラムクリアランスの実施(1320世帯、10600人)
		1963	ディンデーン地区にスラム住民向けアパートの建設
		1973	国家住宅公社(NHA)の設立
1970年代	1970年代前半にバンコク内のスラムが2000を超え、強制撤去から始まり、サイト・アンド・サービス、オンサイトの居住環境改善事業へと移行。	1975	バンコク都行政組織法の制定により、コミュニティ委員会(カナカマカーン・チュムチョン)の設置
		1978	サイト・アンド・サービス事業 移住した住民が与えられた敷地に住宅を建設する。
		1978	スラム居住環境改善事業
1980年代	土地分有事業 カナカマカーン・チュムチョンの組織	1980年代	土地分有事業(Land Sharing)
		1985	カマカーン・チュムチョンに関するバンコク都規約の制定
		1991	カマカーン・チュムチョンに関するバンコク都規約の改訂
1990年代～	コミュニティ開発による住民の自助と参加の居住環境改善手法への変換	1992	NHAの下部組織として都市コミュニティ開発事務局(UCDO)の発足。スラムの貯蓄組合やグループ向けの居住改善と雇用促進のための小口貸付を会員住民向けに開始。
		2000	農村開発基金事務所とUCDOが合併し、コミュニティ組織開発機構(CODI)に改組。
		2001	大蔵省が「村1コミュニティにつき100万バツツ基金の設置開始
			低所得者用住宅政策
		2003	NHAによってバーン・ウア・アーン(BEP) CODIによってバーン・マンコン(BMP)政策の開始

2-2 コミュニティ政策の概要

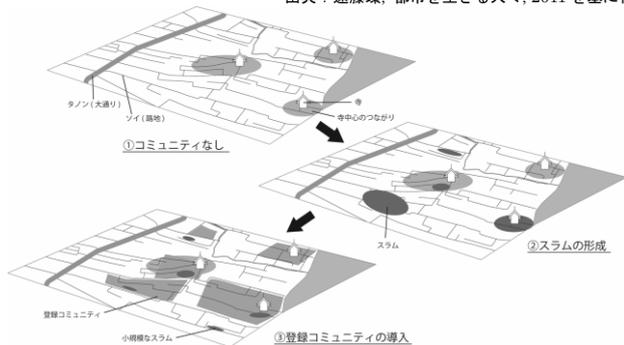
BMAによる登録コミュニティは、都市空間すべてを網羅する行政の最小単位ではなく都市の中に点在している⁹。バンコ

クには計 2009 の登録コミュニティがあり、その面積はバンコクの総面積の約 18.4%、人口は約 24%を占める(2011 年時点)。BMA によるコミュニティは 5 つに分類され、社会開発サービスが提供されている【表 2-2】。一方で、登録コミュニティとは別に、地縁組織としての「コミュニティ」は、バンコクには存在していないというのが定説である¹⁰。しかし、寺の周囲に人が集まって 1 つの単位として生活してきたとの言及¹¹はある。コミュニティ政策とスラム政策、住民の認識上の生活範囲などを概念的に示す【図 2-1】。

【表 2-2】 バンコク都 (BMA) によるコミュニティの分類

分類	定義
密集コミュニティ	密集地区で、居住環境は悪く、最低でも1ライ(1600㎡)に住宅が15軒以上ある地区
郊外コミュニティ	郊外に形成されたコミュニティで、住宅は密集していないが、排水などの基本インフラの整備が必要な地区
都市コミュニティ	密集コミュニティと郊外コミュニティの中間の密集度を示すもの
公社住宅コミュニティ	国家住宅公社(NHA)によって供給された公園地区
分譲住宅コミュニティ	民間により開発された分譲住宅

出典：遠藤環，都市を生きる人々，2011 を基に作成



【図 2-1】 コミュニティと小規模スラムの変遷 概念図

2-3 貧困層への住宅政策 BMP と BEP の概要

2003 年に、コミュニティ組織開発機構 Community Organization Development Institute(以下、CODI)によるバーン・マンコン・プログラム Baan Mankong Program(以下、BMP)と国家住宅公社 National Housing Authority(以下、NHA)によるバーン・ウア・アートルプログラム Baan Eua Arthorn Program(以下、BEP)の 2 つの低所得者用住宅政策が実施された。BMP は、住民が貯蓄、構想、計画、運営を行う住宅政策である。BEP は、当初は国が低価格住宅を貧困者に供給する政策であったが、後に対象者は中所得者向けとなる。

第 3 章 対象地区の概要と歴史的な空間・社会構造

3-1 対象地区の概要

バーン・イーカン地区、バーン・バムルー地区は、バンコク都のチャオプラヤー川西岸沿いのバーン・プラッド区に位置する。約 300 年前からチャオプラヤー川沿いに寺院が次々と建立され、現在 12 の寺院がある。その周辺に人々が暮らした。寺院の周辺以外は果樹園であり、都市化が本格的に始まり、住宅街が形成され始めたのは 1960 年以降である。2013 年現在、バーン・イーカン地区は人口 26889 人、バーン・バムルー地区は 19576 人である¹²。バーン・プラッド区は面積あたりの密集コミュニティ数の割合が最も高い都心部(西)に属し¹³、その中でも密集コミュニティの総面積が最も大きい区である¹⁴。

3-2 歴史的な空間・社会構造

3-2-1 タノンとソイ(街路構造)

バンコクは世界の中でも特殊な街路構造を持ち、大通り(タノン)とそこからほぼ直角に延びる路地(ソイ)で形づくられている¹⁵。かつての水路がタノンに置き換わり、タノン側から水路のなくなった街区の奥に向けてソイが通される。このように、約 200 年前からソイは自然発生的に生まれ、バンコクに特徴的な空間構造を形成した。対象地区では、四方を囲むタノンから東西方向と南北方向に長く伸びたソイが見られる

が、中央のタノン(チャランサニットウォン通り)から東西方向に伸びたソイが特に多く見られる。ソイは袋小路型の構造が多く、ソイとソイを結ぶ通りはほとんど整備されていない。

3-2-2 寺

運河沿いとチャオプラヤー川沿いに 1600 年代から 1800 年代に建立された多くの寺が立地しており、現在 12 の寺がある。特にチャオプラヤー川に面し、運河の数も多いバーン・イーカン地区に寺院が集中していることから、舟運が生活の基盤であったことが分かる。

3-2-3 寺中心のつながり

ヒアリング(後述)の結果、寺を中心とした広い範囲の住民同士のつながりが存在していることが分かった【図 3-1】。ロークラトン¹⁶などの宗教的な行事や、子供の日、父の日、母の日などの年中行事の際には、住民は近隣の寺院に向いて行事に参加するため、寺中心のつながりが今でも強い。



【図 3-1】 歴史的な空間・社会構造

出典：衛生地図，ヒアリング調査結果を基に作成

第 4 章 対象地区の近代的な空間・社会構造

4-1 ヒアリング調査概要

ヒアリング調査概要を示す【表 4-1】【表 4-2】。

【表 4-1】 調査概要

調査方法	ヒアリング調査(1地区につき1~2時間)
調査時期	2013年11月1日~11月27日
調査対象者	登録コミュニティ、スラム、登録コミュニティでない低所得者グループの住民リーダー及び一般住民
調査内容	住民の意識上の社会構造を聞き取ったものを地図上に書き込み、さらに居住環境に関する聞き取り
ヒアリング項目	(1)~(8)基礎データ (9)土地所有者 (10)登録コミュニティ申請経緯/申請しない理由 (11)直面している問題 (12)BMPについて (13)近隣との関係 (14)ソイ、運河の役割 (15)コミュニティ内外の活動 (16)その他プロジェクト(17)備考

【表 4-2】 登録コミュニティ、ヒアリング調査対象一覧

番号	コミュニティ名称	登録年	住戸数	人口	ヒアリング回答者/分類
(a-1)	maprao kuu	1999	249	1250	登録コミュニティ (密集コミュニティ)
(a-2)	wat uak bang bamru	1999	480	1971	
(a-3)	klong bang bamruu	2004	204	829	
(a-4)	baan yuan	1999	480	1452	
(a-5)	kong makhaan	1999	320	1817	
(a-6)	wat sing	1996	114	815	
(a-10)	saphaan mai	2002	180	955	登録コミュニティ (都市コミュニティ)
(a-12)	baan buun	1992	202	1250	
(a-13)	wat phraya siri	1994	327	2144	
(a-14)	siwirai	1997	183	762	
(a-18)	ruan pathanaa soi charan65	2004	286	1035	登録コミュニティ (都市コミュニティ)
(a-19)	soi rotfai worapon	2008	168	433	
(a-7)	wat phakinat worawihan	1992	387	1617	住職1名 一般住民2名
(a-8)	wat tong	2004	122	591	住職1名 リーダー1名
(a-9)	wat bowon monkhon	1993	588	1435	リーダー1名 一般住民1名
(a-11)	wat karurhabodi	1992	391	1213	リーダー1名 一般住民2名
(a-15)	wat dawadun	1992	440	977	リーダー1名 一般住民3名
(a-16)	kon tang	1996	147	486	コミュニティ委員 会秘書1名
(a-17)	klong chao klut	1996	139	802	一般住民1名
(o)	phra-ja samaa kii		56		リーダー1名 一般住民1名
(b-1)	phra ja samaa kii 向かい				一般住民1名
(b-2)	wat noi nanhong 周囲(東側)				一般住民1名
(b-3)	wat tong 周囲				一般住民1名
(b-9)	wat bowon monkong 内スラム				一般住民1名
(b-4)	soi sappharot				一般住民1名
(b-5)	wat noi nanhong 周囲(西側)				一般住民1名

登録コミュニティ

ヒアリング調査対象

4-2 近代的な空間・社会構造

4-2-1 登録コミュニティ

登録コミュニティは、密集コミュニティが17箇所、都市コミュニティが2箇所あり、登録コミュニティの境界線は運河、チャオプラー川、ソイ、ソイに面した住居の外側となっている。そのため、対象地域全体として、ソイの影響を大きく受けた東西方向に長い形態の登録コミュニティが多い。

登録コミュニティの実態は各々異なっており、(a-15)や(a-16)コミュニティのように、登録コミュニティ内にコンドミニアムや持ち家がない、もしくは少ない¹⁷ところでは、登録コミュニティ内のイベントや行事が盛ん(a-15)-(13)(【表4-3】中のコミュニティ No.(a-15)と質問項目(13)の対応する部分。以下、文中の()内の記号は、表中の記号と対応)で、他機関が行っている低所得者層向けのプロジェクトへの参加(a-16)(16)や、自らプロジェクトを考案する(a-15)(16)などコミュニティ内の活動が盛んで、祭事の際には、コミュニティの枠を超えて近隣地域とも交流(a-15)-(15)、(a-16)-(13)があり、自助・共助の傾向が強い。一方で、6年前に(a-1)に住んでいた(O)のリーダーによると、(a-1)内にはコンドミニアム、持ち家、そしてスラムが存在しているが、コミュニティの活動に参加しているのは、ほぼスラムに住んでいる住民のみで、登録コミュニティ全体としての共助の関係はなかったという。コミュニティ内の居住形態の違いによって登録コミュニティ内の自助・共助の関係性が異なる。

【表4-3】登録コミュニティのヒアリング調査 一部抜粋

(1)分類	(2)No.	(3)コミュニティ名	(13)近隣との関係	(15)コミュニティ内外の活動	(16)その他プロジェクト	(18)インタビュー者
登録コミュニティ	(a-15)	wat dawdun	コミュニティ内のコミュニティは非常に強く、また、周囲の地域とも助け合っている。エクササイズやクラスを開講してコミュニティの域に捕らわれない様々な人が参加する。また、消防器具などもシェアする予定。健康センターの医療も、コミュニティ外の人も受け入れられる。	ソングラン、ローイクラ、takboat(舟に食べ物や歌納するイベント)父の日、母の日、子どもの日をコミュニティ外の人も含めて盛大にお祝いする。健康センターは、コミュニティ外の人も受け入れられている。	外国人のホームステイ受け入れプロジェクトを試みたが、政治家の都合で成功せず。	リーダー (60代・男) 一般住民 (50代・女) 一般住民 (50代・女)
	(a-16)	kon tang	子どもの日、父の日、母の日、ローイクラ、ソングランの時は、コミュニティ単位でも祝うが、wat dawdunにも集まって祝う。コミュニティ以外の人も参加できる。子供の日の準備には、区役所職員とコミュニティメンバーでミーティングを行う。	子どもの日、父の日、母の日、ローイクラ、ソングランの時は、まずコミュニティで祝う	*anti-drug project: 国からお金をもらって行っていた。今は資金の提供がなくなったため、コミュニティでお金を出して引き続き行っている	コミュニティ委員 会秘書 (30代・女)

4-2-2 BMP 参加地域

対象地区内で唯一の BMP 参加地域である(O)プラチャサマーキーは、(a-1)で退去勧告が出された一部の地域の住民がBMPに参加し、再撤去・移転方式(Re-location)によって(a-2)の敷地内の果樹園を切り開いて2006年につくった地域である。登録コミュニティへの申請に必要な100戸以上の住戸数に達していないため、登録コミュニティとはなっていない¹⁸。

4-2-3 スラム

衛星写真による確認、周辺地域からのヒアリング調査、NHAによる密集地域の分布図を基に現地観察調査を行い、①登録コミュニティ内に位置するスラム(7箇所)、②登録コミュニティ内にないスラム(2箇所)を把握した。登録コミュニティでないスラムの特徴として、近隣住民との関係が希薄である(b-4)-(10)、(b-5)-(10)(文中の()内記号は、【表4-4】と対応)ことや、BMP等の居住環境改善事業を知らない(b-4)-(12)、(b-5)-(12)等から、居住環境を改善するための情報が不足している傾向があり、登録コミュニティ内スラム(b-9)ではBMPに参加しようとしたが、貯蓄が困難で途中で断念した経緯がある(b-9)-(12)。また、寺社敷地では恒久的な建物の建設が禁じられており、火災が起ると家を再建できない規則¹⁹があり、寺社敷地と私有地では置かれている現状が異なる。

4-2-4 登録コミュニティでない低所得者層グループ

登録コミュニティでのヒアリング時に、近隣に登録コミュニティではないが何らかのつながりを持った地域があるかを聞き取りし、挙げられた地域を訪れヒアリング調査を行った。

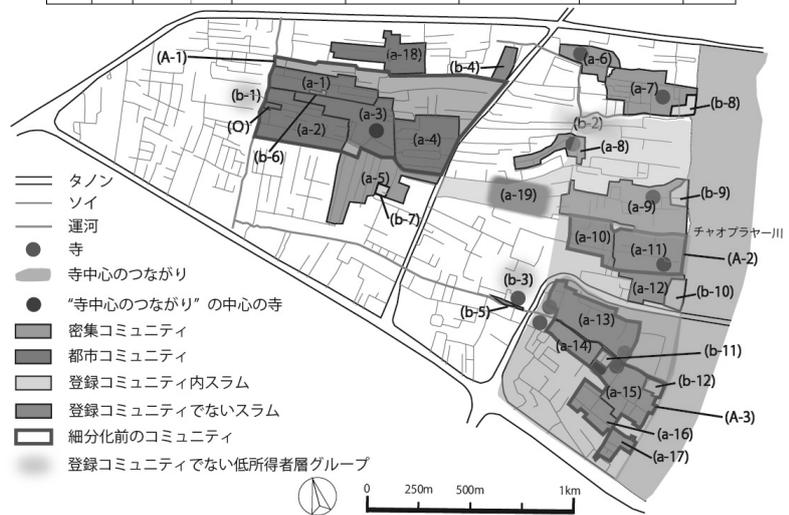
その結果、特に直面している問題はないこと(b-1)-(11)、(b-2)-(10)や、地方政治家がサービスを提供してくれる(b-2)-(10)、(b-3)-(10)ため登録コミュニティとなる必要性がないことや、強いつながりが無い(b-1)-(10)、(b-2)-(13)、(b-3)-(13)ことなどが分かった。

4-2-5 細分化前のコミュニティ

現在の登録コミュニティ(a-1)(a-2)(a-3)(a-4)(a-5)は、かつて1つのコミュニティ(A-1)であったが、運営・維持の効率化を図り1992年から2004年に小規模の登録コミュニティに細分化されたことが明らかになった。同様に(A-2)が(a-10)(a-11)に、(A-3)が(a-13)(a-14)(a-15)(a-16)(a-17)に細分化された。元を辿ると、登録コミュニティ制度開始後、密集コミュニティのほとんどは、寺院を中心とした広い単位で形成されていたことが分かる(【図4-1】(A-1)、(A-2)、(A-3))。これに対し、2つの都市コミュニティ(a-18)(a-19)は登録年が新しく、コミュニティ内にも近隣にも寺院がない。都市コミュニティと密集コミュニティでは、歴史も住民の繋がり方も異なっていることが把握できた。

【表4-4】未登録グループのヒアリング調査 一部抜粋

(1)分類	(2)No.	(3)コミュニティ名	(9)土地	(10)登録コミュニティに申請しない理由	(11)直面している問題	(12)BPMKについて	(13)近隣との関係	(18)インタビュー者
未登録グループ	(b-1)	ghra-ja samaa kii 向かい	私有地	できることなら登録コミュニティになりたいが、強いつながりもない。	特に直面している問題はない。	知っているが、自分たちは自身の家を持っているから参加する必要はない。		一般住民 (60代・女)
	(b-2)	wat tong 周囲	寺社敷地 私有地	時間がない。リーダーがいない。大きな問題に直面していない。自由で独立していた。参加したい住民とそうでない住民がいる。wat tongコミュニティ参加時に参加したくない人もいたが、敷地等の関係で難しかった。リーダーによって左右されるのが嫌だ。等。地方政治家が道路を舗装してくれた。	洪水のときに、登録コミュニティほどサービスを受けられなかった。	聞いたことがない	昔はコミュニティ活動のようなものが多かったが、今はコミュニティとまでは思わない。グループといった総称程度。特に何かを共有することはないが、互いを知っている。	一般住民 (60代・女)
	(b-3)	wat noinang honq 周囲(北)	私有地		近くに住んでいる地方政治家が様々なサービスをしてくれるため、特に登録コミュニティになる必要がない。もし、彼がいなかったら、登録コミュニティにならなかつたと思う。	聞いたことがない	道路を舗装した向かいの地域と関係性が強いが、この地域でのつながりはあまりない。	一般住民 (30代・男)
登録コミュニティ内のスラム	(b-9)	wat bowon monkong 内のスラム	寺社敷地 私有地		ドラッグは昔は問題だったが、警察がすぐ近くに来てからは、だいぶ減った。水上にゴミが多く強いにおい、蚊が多い。住民全員(特に寺社敷地に住む住民)が住環境を改善したいと思っている。誰か自分のお金を出して、誰かに助けてもらいたい。	プランナーコミュニティ(バーン・ブラッド)区内の人にBPMKに誘われて寺社敷地に住む住民全員がBPMKに参加しようとするのを始めたが、認められなかった。また、リローケーションサイトも申し渡されたことだったが、できなかった。できればこの土地で生活を改善したい。		一般住民 (30代・女)
	(b-4)	soi sappharot	私有地	土地所有者が基本的に不在で、登録コミュニティにしようといった話し合いの機会がほとんどない。	ドラッグ、キャンブル。	1軒だけBPMKに参加した。他の人が参加できなかった理由は、十分な説明があったため、もし説明があったら、たぶん参加していたと思う。	近所の人は知っている。お金を絡めば助け合おうという気持ちはあるが、あまりない。	一般住民 (30代・女)
	(b-5)	wat noi nanghong 周囲(南)	寺社敷地 私有地		登録コミュニティになりたいと強く思っている。しかし、「コミュニティ」のような強い結束力はない。誰も自分の責任を積極的に負ってコミュニティのために働かない。		聞いたことがない	祭りの祭事ごとや子供の祭事などはお寺に集まるが、周りの地域からも集まる。グループとして特に強い関係があるわけではない。



【図4-1】ヒアリング対象、近代の社会・空間構造

出典：登録コミュニティは、バーン・ブラッド区役所で入手した登録コミュニティ地図により作成

4-3 小結論

登録コミュニティ制度は、経済成長が始まった1960年代以降に形成されたスラム地域を登録コミュニティとして社会開発を行うための単位として表面化させたものであり、もともとの地縁組織としての「コミュニティ」を活用したのではない。しかし一方で、寺との中心に多くの登録コミュニティが位置していることや、ソイとのつながり(3章参照)などの歴史的な空間・社会構造の上に成り立っていることが確認できた。小規模スラムも同様で、1960年代を発端としているが、寺のつながりの中で歴史的に生まれたものもある。一方で、都市コミュニティや寺の近隣ではない小規模スラム等の1960年以前の歴史的な文脈と全く関係性のないものも確認された。

第5章 小規模スラムの居住環境改善の検討

5-1 小規模スラム対策案の検討

前章までの結果、居住環境に深刻な問題を抱えている小規模スラムに影響を与え、資源となりうるものは、登録コミュニティ、寺、ソイ、住民の自助・共助、BMA(CODI)、行政(区、都)であることが明らかになったため、これらをスラム対策案【表5-1】の要素とする。更に、この対象地域ではBEP(NHA)は実施されていないが、BMPと並ぶ一大事業である(2章参照)ことから、要素に加える。スラムの分類については登録コミュニティ内とそうでないもの、私有地と寺社敷地とで分け、9案を提示した【表5-2】。

【表5-1】スラム対策案 要素

	登録コミュニティ内のスラム			登録コミュニティ外のスラム		
	A-i案 (寺社敷地)	A-ii案 (私有地)	A-iii案 (私有地)	B-i案 (寺社敷地)	B-ii案 (私有地)	B-iii案 (私有地)
①登録コミュニティ	○					
②寺		○				
③ソイ			○			
④住民の自助・共助	○	○	○	○	○	○
⑤BMP(CODI)	○	○	○			
⑥BEP(NHA)	○	○	○			
⑦行政(都、区)	○	○	○			

【表5-2】スラム対策案

分類	提案案	寺社敷地	私有地
登録コミュニティ内のスラム	A-i	寺及び寺のネットワーク組織の同意を得て、寺社敷地を長期的な借地契約という形でオンサイトのBMPをはじめとした居住環境改善事業を行う。	国もしくはバンコク都が土地を土地所有者から買い取り、オンサイトでBMPを実施。
	A-ii	寺及び寺のネットワーク組織の同意を得て、寺社敷地を長期的な借地契約という形でオンサイトのBMPをはじめとした居住環境改善事業を行う。	国もしくはバンコク都が土地を土地所有者から買い取り、BEAの当初の対象であった15000パーセントの貧困者世帯をターゲットに絞り、少ない住戸数の小規模なBEAを実施。
	A-iii	登録コミュニティ内を細分化する。コミュニティ内にもスラム、コンドミニアム、持ち家が集まった地域などの様々な地域がある。これらの各地域及び全てのソイからコミュニティ委員のメンバーが選出されるようにする。(現在各ソイからコミュニティ委員会メンバーが選出されている事例があるが、必ずしも全てのソイがスラム地域に面しているわけではない。また、いくつかの地域に面しているソイもあるため、スラムの住民がコミュニティ委員会に選出されない可能性もある。)そして、コミュニティ委員会互いの地域の問題点の改善を図るために自助・共助を試みる。	
登録コミュニティでないスラム	B-i	登録コミュニティへの申請に必要な100世帯以上の規定をBMAが緩和し、登録コミュニティ化する。	
	B-ii	寺を中心としたつながりの範囲を広げて広域なネットワークを構築し、交流を通して情報共有する。ネットワークが確立された後に、そのネットワークを通して区に申請し、区がインフラサービス等を提供する。	
	B-iii	寺及び寺のネットワーク組織の同意を得て、寺社敷地を長期的な借地契約という形でオンサイトのBMPをはじめとした居住環境改善事業を行う。	国もしくはバンコク都が土地を土地所有者から買い取り、BEAの当初の対象であった15000パーセントの貧困者世帯をターゲットに絞り、少ない住戸数の小規模なBEAを実施。

5-2 スラム居住環境改善の提案に関する有識者の見解

これらの対策案を、6名の専門家、住民に検討してもらった。(日本人研究者2名、CODI職員建築家、元タマサート大学大学院員、BMP参加地域のリーダー、タマサート大学教員各1名)アンケートで得られた回答をまとめる【表5-3】。

5-3 分析・考察

対策案の要素のうち、①登録コミュニティ②寺④住民の自助・共助⑤BMP(CODI)の要素が活用できる可能性が高く、更にソーシャルネットワークという新たな要素が提案された。③ソイ⑥BEP(NHA)⑦行政(都、区)を活用するのは、現段階では難しいとされた。そこで、活用できる要素①、②、④、⑤にソーシャルネットワークを加えたものを組み込み、広い範囲で

の共助、近代の制度緩和、歴史的な資源の3つ側面からのアプローチによる対策が効果的であると言えることから、以下の対策案【表5-5】が、現時点では最も妥当な案であると考えられる。

【表5-3】アンケート結果のまとめ

案	敷地	アンケート回答者からのコメント	コメント者
A-i	寺社敷地	寺とのネットワーク、パートナーシップをどのように築いていくか 寺社敷地における規則に従わなければならない 住民に、プログラムを実施するキャパシティ(リーダーシップ、結束力、貯蓄能力など)があるなら良い	(2x)(4x) (5x) (1x)
	私有地	国が土地を買い取ることは難しい。 住民自身で土地所有者から買い取るか、新しい土地を探して購入する必要があるが、金銭的に余裕がある人しか不可能	(2x)(3x)(5x) (5x)(2x)
A-ii	寺社敷地	NHAが貧困者をターゲットにBEPを行うことは現状として不可能である。	(2x)(4x)(5x)
A-iii	寺社敷地	どこまで共助し合えるか疑問が残る	(2x)
	私有地	代表者を出したり、ソーシャルメディアを活用したりして活動を共有すべき 登録コミュニティにおいては公助を求めることも一つの選択肢とされている。 B-i案が可能であればスラムは新たに登録コミュニティ登録を行うという案もある。	(4x) (2x) (1x)
B-i	寺社敷地	良い案だと思う	(1x)(2x)(5x)
	私有地	登録コミュニティへの申請可能な戸数が100世帯以上規定の背景を知る必要がある 以前は50世帯という規定であった	(2x) (6x)
B-ii	寺社敷地	区に対して様々なインフラサービスが求められている	(6x)
	私有地	どの程度インフラサービスを行ってくれるかは、区次第である Housing Networkや、寺社ネットワークは既に全土に広がっている	(2x) (5x)
B-iii	寺社敷地	情報を十分に得られる体制にないことが根本の問題であり、BMPIに対する理解が十分にされない	(2x)
	私有地	決まりやルール等がない中でどのように登録コミュニティでない地域の住民がBMPに参加するかはそのネットワークに依る 提案内容は、A-ii案と同じ。BEPは不可能	(5x) (3x)(5x)

日本人研究者1(1x)、日本人研究者2(2x)、CODI職員建築家(3x)、元タマサート大学大学院員(4x)、タマサート大学教員(5x)、BMP参加地域の一般住民(6x)

【表5-4】スラム対策最終案 要素

		住民の結束力、インセンティブ、リーダーシップの強化	制度面での社会開発サービス提供の機会拡大	情報共有のネットワーク
広い範囲での共助	BMP(CODI)			
近代の制度緩和	登録コミュニティ	○	○	
	住民の自助・共助			
歴史的な資源	寺			○
	ソーシャルネットワーク			

【表5-5】スラム対策最終案

最終スラム対策 最終案
1.「広い範囲での共助」: CODIやBMP参加住民が、小規模スラム住民の結束力、リーダーシップを高めるためのレクチャーやワークショップ等を開催し、スラム住民に居住環境を再考する機会を与え、共に、居住環境を改善しようとする住民のインセンティブを高め、BMPへの参加の後押しや、その他の居住環境改善方法を探る。
2.「近代の制度緩和」: 登録コミュニティ申請に必要な100戸以上の規定を緩和し、未登録の地域が登録コミュニティになるよう推進する。これによって、未登録グループだけでなく、既に登録コミュニティ内にあった小規模スラムを、新たに1つの登録コミュニティとして登録し直すことも可能になり、スラムの住民のみに焦点を当てた社会サービスを受けられるようになる。
3.「歴史的な資源の活用」: 情報の共有という視点では、寺を中心としたつながりや地域ごとに代表者を出し合って話し合いを行ったり、ソーシャルネットワーク等を活用したりすることでネットワークを築き、情報共有を行う。具体的な居住環境改善などの活動においては、大きな規模での運営や維持の難しさを考慮し、あくまで情報共有を行うための緩やかなネットワークという位置づけでの具体的な活動へと進むためのステップとなることを目的として実施する。

第6章 総合考察・結論・今後の課題

本研究において以下のことが明らかになった。

- ・バーン・イーカン地区、バーン・バムルー地区の歴史的な空間・社会構造と近代以降に生まれた空間・社会構造を明らかにし、小規模スラムを取り囲む状況を把握した。
- ・小規模スラムの対策案を提示し、専門家からのフィードバックを受け、提案を示した。
- ・今後の課題として、今後、このタイの行政機関や住民にこの案を提示したいと考えている。

<参考文献・脚注>

- 1 国連人口基金 (UNFPA), 世界人口白書, 2011, p.1
- 2 田日夏実, アジア都市の現在—グローバル化と都市経済、コミュニティ、文化の変容、日本都市社会学会年報, 2010
- 3 U N-Habitat, Twenty First Session of the Governing Council Nairobi, Kenya, 2007, p.1
- 4 Sopon Pormchokchai, Bangkok slums –review and recommendation, 1992
- 5 藤井敏信, 安楽景, アユタヤにおけるコミュニティネットワーク型の住環境整備事業の展開とCODIの役割, 都市計画学会論文, 2001 他
- 6 マリーケオノノタム, バンコクの地域住民組織, ヘスティアとクリオ vol 4, 2006 他
- 7 新津晃一, 第9章 スラム形成過程と政策的対応, 日本評論社, 1998
- 8 後藤淳, 堀米剛, 速水清孝, 村松伸, 藤森照信, 土地神祠からみたラタナコシン島の都市空間の変容について, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 2004, 他
- 9 遠藤環, 都市を生きる人々, 京都大学学術出版会, 2011, p.46
- 10 松園祐子, タイにおける参加型コミュニティ開発, 淑徳大学研究紀要 45, P.206, 2011 他
- 11 バキニナット寺の住職の言及により確認
- 12 バーン・ブラッド区役所で入手したバーン・ブラッド区の基本情報資料より
- 13 バンコク都は、都心部(東)、都心部(西)、周辺部(東)、周辺部(西)、郊外部(東)、郊外部(西)の6地域に分けられる。
- 14 วันจันทร์ 2549 / 2006年のバーン・ブラッド区、バーン・ブラッド区役所, 2005年より
- 15 渡邊貞文, 坪井善道, 秋山慎之介, 星原真彦, 渡邊佳英, バンコクの街路構造の特性に関する研究 その1—, 日本建築学会大会学術講演梗概集(中国), 2008, p.969
- 16 陰暦12月の満月の夜に、農民の収穫に恩恵深い水の精霊に感謝を捧げ、また罪や汚れを水に流し、魂を浄めるお祭り(タイ国政府観光庁HPより)
- 17 踏査、ヒアリングにより確認
- 18 BMAの職員より
- 19 CODI 住職の言及より確認